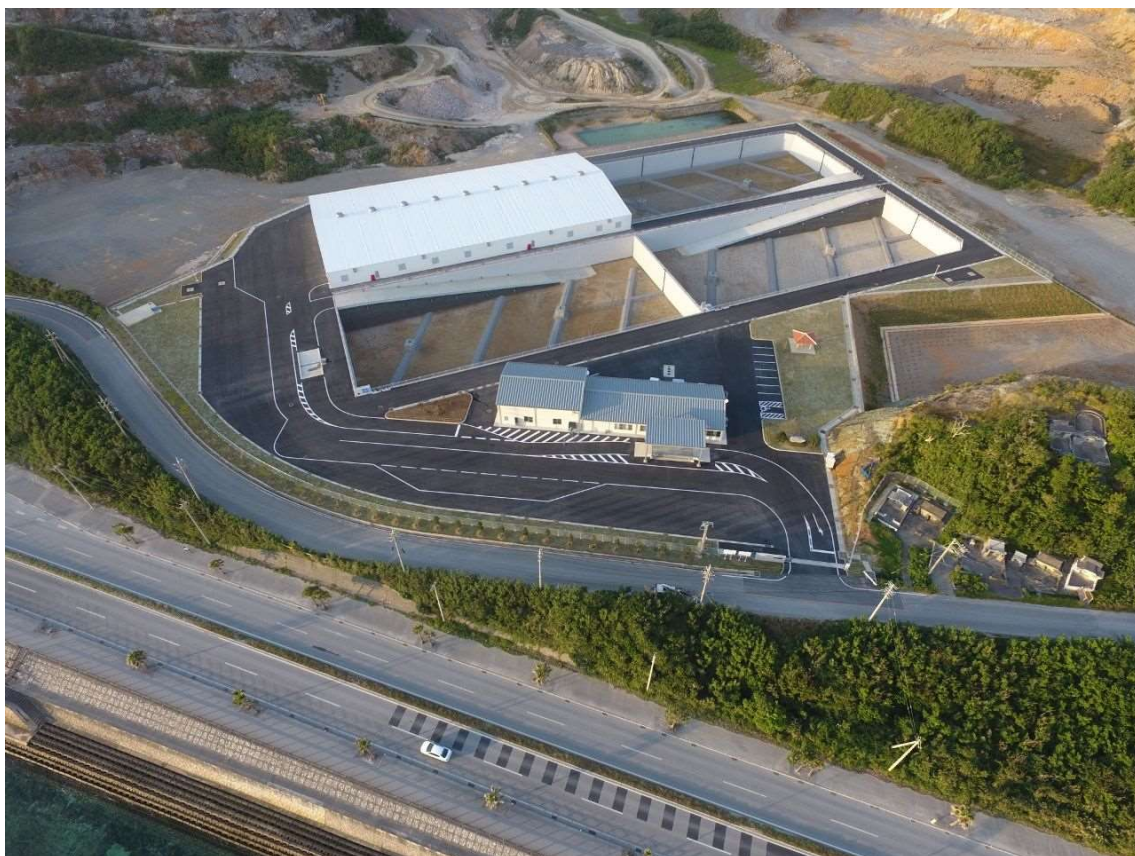


沖縄県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場

「安和エコパーク」

搬入の手引き



令和2年 10 月

沖縄県環境整備センター株式会社

1. 施設概要

名称：沖縄県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場 安和エコパーク

所在地：〒905-0001 沖縄県名護市字安和 2045 番地 1

連絡先：TEL 0980-51-8811 FAX 0980-51-8812

許可番号： 産業廃棄物処分業 第 04731212365 号

特別管理産業廃棄物処分業 第 04781212365 号

※マニフェストへの記載は次のとおりです。

	名称	所在地	電話番号
処分受託者	沖縄県環境整備センター株式会社	〒905-0001 沖縄県名護市字 安和 2045 番 地 1	0980-51-8811
運搬先の事業場	安和エコパーク	〒905-0001 沖縄県名護市字 安和 2027 番 2 他 40 筆	0980-51-8811

2. 受入日時・アクセス・搬入車両

(1) 受入日

月曜日～金曜日（土日、祝日、慰霊の日、12月29日～1月3日を除く）

※搬入は事前予約制となっています。前営業日正午までに予約をお願い致します。

※機器メンテナンス等により受入を停止する場合があります。

(2) 受入時間

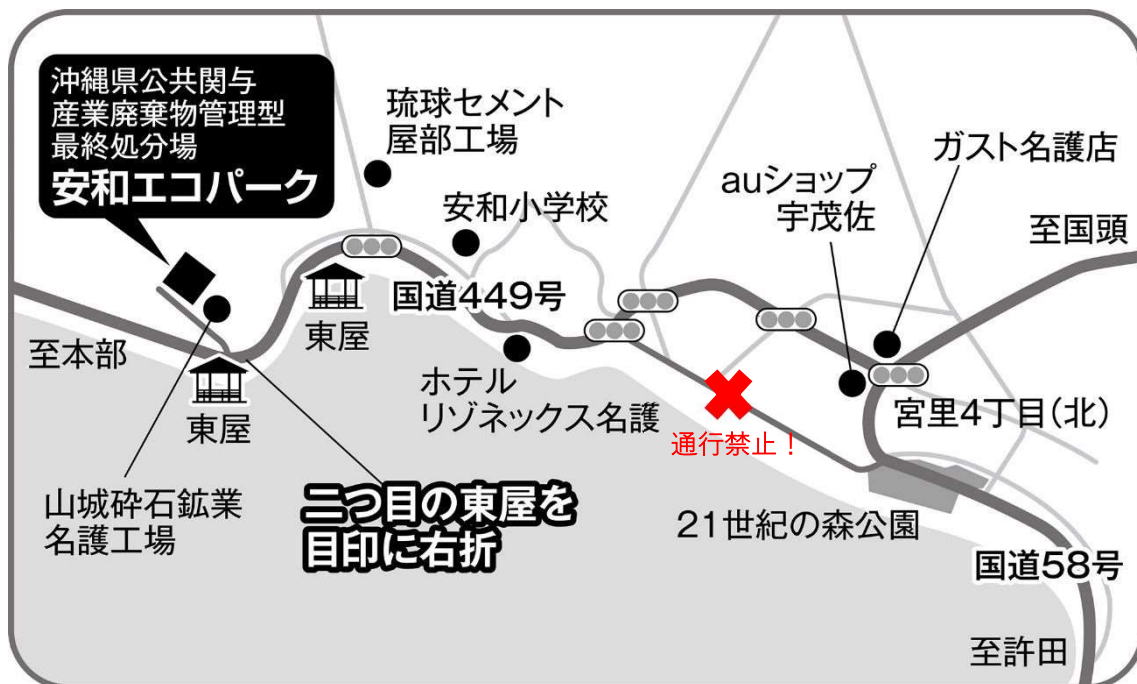
9時30分～11時30分、13時00分～16時00分

※現場の状況により変更する場合があります。

(3) アクセス

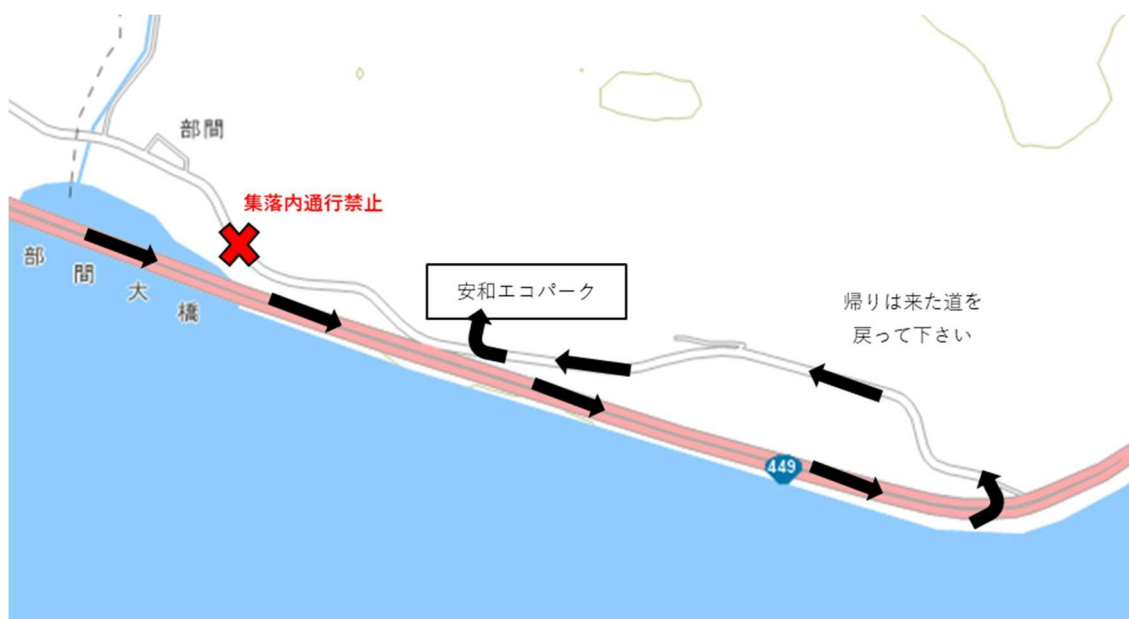
中南部方面から搬入する場合は、国道449号バイパスの通行をお願い致します。

(地域との協定で、国道449号現道(屋部集落内)は通行しないことになっています、ご協力を宜しくお願い致します。)



本部方面から搬入する場合も、国道 449 号バイパスの通行をお願い致します。

（地域との協定で、国道 449 号現道（部間集落内）は通行しないことになっています、ご協力を宜しくお願い致します。）



※上記の運搬経路にご協力いただけない場合は、契約を解除する場合がありますので予めご了承下さい。

（４）搬入車両

当処分場の被覆施設の入口高さは 3.5 メートルとなっています。計量器（トラックスケール）通過後に 3.4 メートルのクリアランスバーを設置していますので、高さ 3.4 メートル未満の車両での搬入をお願い致します（荷下ろし後の車高についても考慮して下さい）。

3.5 メートル以上の車両で搬入が必要な場合、荷姿等によっては対応できる場合もございますので、事前にご相談下さい。

計量器（トラックスケール）については、積載面寸法が3メートル×8メートル、計量範囲が200～30,000kg（目量 10kg）となっています。計量可能な車両での搬入をお願い致します。



3. 受入廃棄物の種類及び基準

受入できる産業廃棄物の種類及び基準は以下のとおりです。

廃棄物の種類	受入基準
共通基準	① 原則として、沖縄県内で排出されたものであること。 ② <u>原則として、中間処理（焼却・破碎・選別等）後の廃棄物であること。ただし、中間処理・リサイクルが困難なものを除く。</u> ③ 毒劇物またはそれらが付着、封入されたものでないこと。 ④ 有毒ガスが発生しないものであること。 ⑤ 著しい臭気を発しないものであること。 ⑥ 引火性、発火性、爆発性のないこと。 ⑦ 突起又は鋭利な形状をした廃棄物が混入していないこと。 ⑧ 油分を含まないこと。 ⑨ PCB が付着したものが混入していないこと。 ⑩ 水銀が含有されているものが混入していないこと（水銀使用製品産業廃棄物を含む）。 ⑪ 原則として、二種類以上の廃棄物を混合していないこと（一体不可分なもの、選別後残さを除く）。 ⑫ 運搬に際しては、シート掛けなど、飛散流出防止対策を講じること。 ⑬ 受入及び埋立にあたって取扱が困難なものでないこと。 ⑭ 浸出水処理施設に支障をきたさないと判断されるものであること。

共通基準		⑮ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法規等に適合するものであること。
個別基準	燃え殻	① 飛散防止措置（湿潤化、固形化、梱包等）が講じられていること。 ② 熱しゃく減量が15%以下であること。 ③ 火気を帯びていないこと。 ④ 「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法に定める方法」により検定した場合における検出値（以下、「溶出試験結果」という。）が「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」に規定する判定基準（以下、「判定基準」という。）に適合すること。
	汚泥	① 無機性の汚泥であること。 ② 含水率が85%以下であること。 ③ 溶出試験結果が判定基準に適合すること。
	廃プラスチック類	① 中空状態でないこと。 ② 最大径がおおむね15cm以下であること。
	紙くず	① 中空状態でないこと。
	木くず	① 中空状態でないこと。 ② 最大径がおおむね30cm以下であること。
	繊維くず	—
	ゴムくず	① 中空状態でないこと。 ② 最大径がおおむね15cm以下であること。
	金属くず	① 中空状態でないこと。 ② 最大径がおおむね30cm以下であること。

個別基準	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	① 中空状態でないこと。 ② 最大径がおおむね 30cm 以下であること。 ③ 石膏ボードまたは石綿含有廃棄物を含まないこと。
	廃石膏ボード	① 中空状態でないこと。 ② 最大径がおおむね 30cm 以下であること。 ③ 木片、紙類が除去されていること。
	鋤さい	① 飛散防止措置が講じられていること。 ② 最大径がおおむね 30cm 以下であること。 ③ 溶出試験結果が判定基準に適合すること。 ④ 火気を帯びていないこと。
	コンクリート破片その他これに類する不要物（がれき類）	① 中空状態でないこと。 ② 最大径がおおむね 30cm 以下であること。 ③ 石綿含有廃棄物を含まないこと。 ④ 金属くずを可能な限り選別し、除去したものであること。
	石綿含有産業廃棄物（非飛散性アスベスト）	① 関係法令や「石綿含有産業廃棄物等処理マニュアル（環境省）」に基づき飛散防止措置が講じられていること。 ② 当面の間、①の措置を講じた後、フレキシブルコンテナに入れ、搬入すること。 ③ 大気汚染防止法または沖縄県生活環境保全条例に基づく届出対象工事（特定粉じん排出等作業）の場合、届出がされていること（されること）。

個別基準	ばいじん	① 飛散防止措置（湿潤化、固形化、梱包等）が講じられていること。 ② 熱しゃく減量が15%以下であること。 ③ 溶出試験結果が判定基準に適合すること。 ④ 火気を帯びていないこと。
	13号廃棄物	① 最大径がおおむね30cm以下であること。 ② 溶出試験結果が判定基準に適合すること。
	廃石綿等 （特別管理産業廃棄物）	① 十分な強度を有するプラスチック袋を用い二重にこん包すること。 ② 当面の間、①の措置を講じた後、フレキシブルコンテナに入れ、搬入すること。 ③ 大気汚染防止法または沖縄県生活環境保全条例の届出対象工事（特定粉じん排出等作業）の場合、届出がされていること（されること）。

4. 埋立判定基準

当処分場に搬入する産業廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん、13号廃棄物については、次表の分析結果を提出して下さい。

No.	分析項目	判定基準値	燃え殻	汚泥	鉍さい	ばいじん	13号廃棄物
1	アルキル水銀化合物	不検出	○	△	○	○	○
2	水銀又はその化合物	0.005 mg/L 以下	○	△	○	○	○
3	カドミウム又はその化合物	0.09 mg/L 以下	○	△	○	○	○
4	鉛又はその化合物	0.3 mg/L 以下	○	△	○	○	○
5	有機燐化合物	1 mg/L 以下		△			○
6	六価クロム化合物	1.5 mg/L 以下	○	△	○	○	○
7	砒素又はその化合物	0.3 mg/L 以下	○	△	○	○	○
8	シアン化合物	1 mg/L 以下		△			○
9	PCB	0.003 mg/L 以下		△			○
10	トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下		△			○
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下		△			○
12	ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下		△			○
13	四塩化炭素	0.02 mg/L 以下		△			○
14	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下		△			○
15	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下		△			○
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下		△			○
17	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下		△			○
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下		△			○
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下		△			○
20	チウラム	0.06 mg/L 以下		△			○
21	シマジン	0.03 mg/L 以下		△			○
22	チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下		△			○
23	ベンゼン	0.1 mg/L 以下		△			○
24	セレン又はその化合物	0.3 mg/L 以下	○	△	○	○	○
25	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下	○	△		○	○
26	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g 以下	○	△		○	○
27	含水率	85%以下		○			△
28	熱しゃく減量	15%以下	○			○	

○は必須項目、△は業種、排出状況などにより設定

なお、前項の廃棄物以外についても必要に応じて分析結果の提出を求める場合があります。

分析結果については、発行日から6ヶ月以内のものを添付して下さい。

5. アスベスト（石綿）について

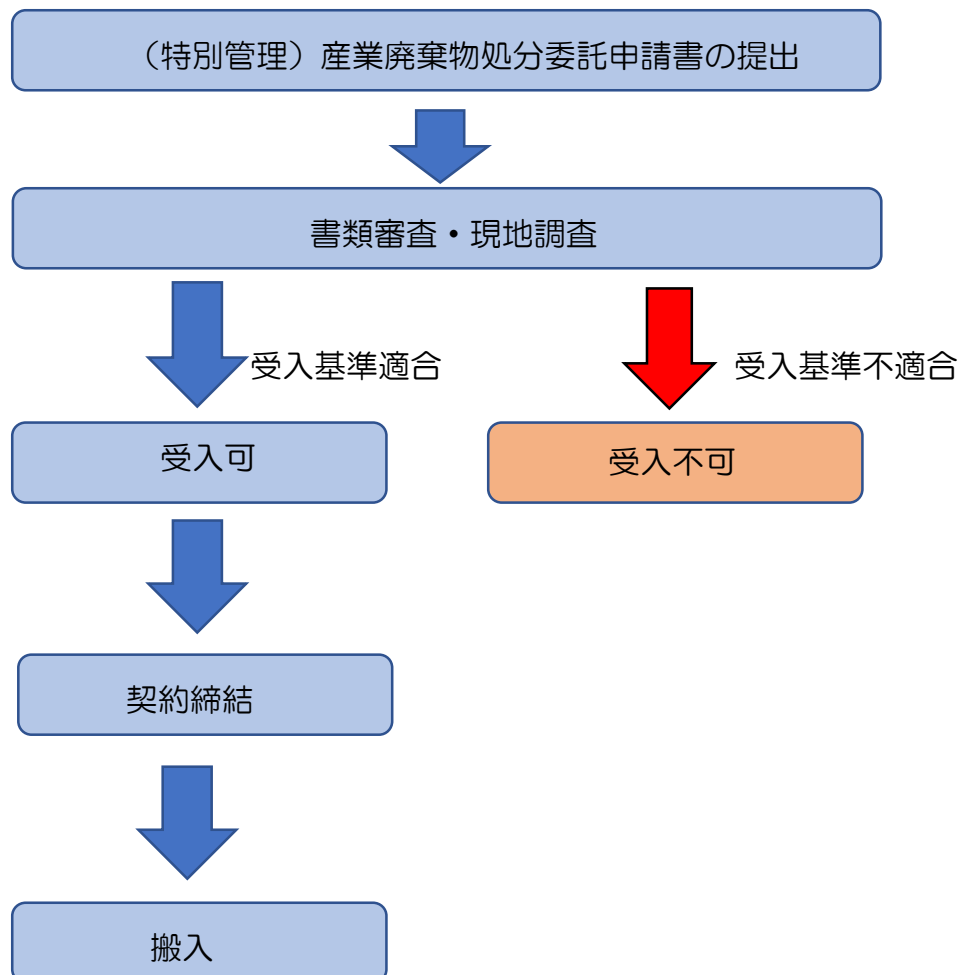
石綿含有産業廃棄物及び廃石綿等については、当面の間、「3. 受入廃棄物の種類及び基準」に記載されているとおり、二重こん包等の飛散防止措置を講じた後、フレキシブルコンテナに入れて搬入をお願い致します。

アスベストの分析結果の添付をお願い致します。

また、排出工程が大気汚染防止法または沖縄県生活環境保全条例の届出対象工事（特定粉じん排出等作業）の場合、届出書の写しを添付して下さい（届出予定の場合は届出後提出をお願い致します）。

6. 契約について

契約の流れ



(1) 搬入申し込み書類の作成・提出について

産業廃棄物の処分の委託を希望される事業者は、排出事業場ごとに、次の申請書を提出して下さい。

- ① (特別管理) 産業廃棄物処分委託申請書【様式1】
- ② 廃棄物データシート (WDS) 【様式2】
- ③ 溶出試験結果の写し (発行日から6ヶ月以内のもの)
※対象廃棄物 (燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん、13号廃棄物)

- ④大気汚染防止法又は沖縄県生活環境保全条例に基づく「特定粉じん排出等作業実施届出書」の写し（廃石綿等、石綿含有産業廃棄物の場合）
- ⑤アスベスト分析結果（廃石綿等、石綿含有産業廃棄物の場合）
- ⑥（特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可証の写し（収集運搬を委託する場合）
- ⑦（特別管理）産業廃棄物処分業許可証の写し（産業廃棄物処理業者の場合）

（２）申請時期

搬入予定の１ヶ月前を目途にお願い致します。

（３）申請書提出先

〒905-0001 名護市字安和 2045 番地 1

沖縄県環境整備センター株式会社

TEL 0980-51-8811 FAX 0980-51-8812

まで、郵送もしくは持参をお願い致します。

（４）書類審査等

提出して頂いた書類を審査し、搬入の可否を判断致します。

また、必要に応じ現地調査を実施致します。

（５）契約

書類審査の結果、受入が決定した場合は、委託契約書を２部郵送致しますので、内容をご確認のうえ、所定の箇所に押印後、弊社へ返送下さい。

※契約を締結していない廃棄物の受入はできません（委託基準違反）。

（６）搬入者講習会

廃棄物の初回搬入時に、運転手に対して 15 分程度の講習会（運搬経路の確認、洗車機の使用方法等）を実施致しますのでご協力を宜しくお願い致します。

（７）変更契約

産業廃棄物の品目の追加がある場合には、変更契約を締結する必要がありますので、新規申請と同様の手続きをお願い致します。

（８）契約の期間

契約の期間は、契約締結日から 1 年間となっております。契約書の内容に変更がない場合、自動更新します（契約締結時に自動更新を希望する場合）。

「４．埋立判定基準」で分析結果の提出が必要な廃棄物については、契約更新時に、再度、溶出試験結果の写し（発行日から 6 ヶ月以内のもの）を提出して下さい。

（９）契約の解除

契約の解除（更新を希望しない等）を希望される場合は別添様式 3 の契約解除通知を提出して下さい。

(10) 搬入の制限・拒否・一時停止等

次に掲げる事項に該当する場合は、産業廃棄物の搬入を制限、拒否、又は一時停止等の措置を講じます。

- ①関係法令等に違反した場合（当社が地域と締結している各種協定を含む）
- ②契約していない廃棄物を搬入しようとしたとき
- ③当処分場の受入基準に適合しないとき
- ④産業廃棄物管理票を持参しないとき
- ⑤当処分場の搬入に係る注意事項に従わないとき
- ⑥展開検査で不適合であったとき
- ⑦係員の指示に従わないとき
- ⑧その他、当社が事業の運営に支障があると認めたとき

(11) 特記事項

浸出水処理施設に負荷の掛かる産業廃棄物については、受入量を制限する場合があります。また、当処分場の埋立管理計画、埋立の進捗状況により、受入時期を調整する場合があります。予めご了承下さい。

7. 処理料金

(1) 処理料金の請求

処理料金は、毎月末日締めで、翌月 10 日までに請求致します。なお、計量器の最小目盛りが 10kg となっております。10kg 未満の廃棄物については、10kg として取扱いますので予めご了承下さい。

（２）処理料金の支払い

処理料金は、翌月末日までに指定口座へ振り込みをお願い致します。支払い期限までに入金が確認できないときには、搬入停止、契約の解除などを行う場合があります。

（３）処分単価

廃棄物の受入単価については別添のとおりです。

（４）産業廃棄物税

沖縄県産業廃棄物税条例に基づき、産業廃棄物１トンにつき 1,000 円（1kg だと 1 円）の産業廃棄物税が課されます。

納入義務者は排出事業者となっているため、処理料金及び消費税とは別に徴収させていただきます。

8. 搬入のながれ

（１）搬入予約

搬入は予約制となっております、搬入希望日の前営業日の正午までに FAX にて搬入予約をお願い致します。（別添様式 4）

（２）計量

計量器（トラックスケール）に載り、エンジンを停止して下さい。係員にマニフェストを提出して下さい。（電子マニフェストをご利用の場合、事前に受渡確認票を印刷し持参下さい。）

係員が目視検査を行いますので、係員の指示に従って下さい。

計量が終わりましたら、係員から「計量済カード」を受け取り、ゆっくりと進んで下さい。

（３）車高の確認

埋立地の入口の高さは 3.5m となっています。（４ページ写真参照）

計量器通過後に車高確認のためのクリアランスバー（高さ 3.4m）を設置しています、係員の指示にしたがって車高の確認を行って下さい。

（４）荷下ろし

埋立地の入口にいる係員へ「計量済カード」を渡し、係員の誘導により、埋立地へ入場して下さい。

係員の指定する箇所へ荷下ろしをお願いします（不定期で、（５）の展開検査を実施する場合があります）。

（５）展開検査

必要に応じ搬入廃棄物の展開検査を実施致しますので、係員の指示に従って下さい。その際は立会をお願い致します。

展開検査の結果、受入基準に不適合と判断した場合は、廃棄物を持ち帰っていただきます。

（６）洗車

荷下ろし後、洗車場にてタイヤなどに付着した廃棄物を丁寧に洗い流して下さい。

（７）計量

計量器（トラックスケール）に載り、エンジンを停止して下さい。計量後、係員からマニフェスト、計量伝票を受け取って下さい。

（８）退場

施設から退場する際には、右折禁止（集落内通行不可）のため、左折により退場するようにお願い致します。

9. その他

（１）電子マニフェストのご利用について

電子マニフェストのご利用を希望される場合は、以下の内容をご確認下さい。

- ・弊社の加入者番号は「3017862」、公開確認番号は「625879」です。
- ・数量確定者は「処分業者」で設定して下さい。

10. 様式

【様式１】（特別管理）産業廃棄物処分委託申込書

【様式２】 廃棄物データシート（WDS）

【様式３】 契約解除通知

【様式４】 搬入予約申込書

参考 契約書様式

【様式1】

(特別管理) 産業廃棄物処分委託申込書

令和 年 月 日

沖縄県環境整備センター株式会社

代表取締役 殿

申込者（排出事業者又は産業廃棄物処理業者）

住所 〒 -

名称

代表者名

電話番号

印

(特別管理) 産業廃棄物の処分を委託したいので下記のとおり申し込みます。

申込者 (排出事業者又は処理業者)	事業者名称	(フリガナ)		
	代表者名	(フリガナ)		
	住所	(フリガナ)		
		〒		
	担当者名		部署	
	電話番号		FAX 番号	
	業種			
排出事業場	事業場名称 (廃棄物が排出される工場名・現場名等)	(フリガナ)		
	住所	(フリガナ)		
		〒		
	担当者名		部署	
	電話番号		FAX 番号	
搬入廃棄物	搬入計画	☐ 定期搬入 (回/週・月) ☐ 不定期搬入		
	廃棄物管理票の受取者	☐ 申込者 (排出事業者・廃棄物処理業者) ☐ 排出事業場 ☐ その他 ()		
	使用する廃棄物管理票	☐ 電子マニフェスト ☐ 紙マニフェスト		
	荷姿	☐ バラ ☐ フレコン袋 ☐ その他 ()		
	廃棄物の種類及び搬入予定数量	廃棄物の種類	数量 (t/月)	石綿の有無
				☐ 石綿含有 ☐ 無し
				☐ 石綿含有 ☐ 無し
				☐ 石綿含有 ☐ 無し
			☐ 石綿含有 ☐ 無し	

収集運搬	運搬方法	☐ 排出事業者による運搬（自社運搬）		
		☐ 収集運搬業者へ委託（下の【収集運搬業者】の欄に記載して下さい）		
	搬入車両番号 （自社運搬の場合）			

【収集運搬業者】

収集運搬	収集運搬業者 ①	名称				
		代表者名				
		住所				
		許可番号				
	搬入車両番号					
	収集運搬業者 ②	名称				
		代表者名				
		住所				
		許可番号				
	搬入車両番号					

【料金の支払い】

処理料金の支払い	支払区分	後納（請求書払い）			
	支払者	☐ 申込者（排出事業者又は産業廃棄物処理業者） ☐ 排出事業場 ☐ 支払代行者（収集運搬業者） ☐ その他（ ）			
		請求先	名称		
	代表者名				
	住所				
	担当者・部署				
	電話番号				
	FAX 番号				
	契約	契約の自動更新の有無	☐ 自動更新（継続） ☐ 自動更新無し		

【様式2】

管理番号

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 平成 年 月 日

記入者

1	排出事業者	名称	所属	記入者	
		所在地	担当者	TEL	
				FAX	
2	廃棄物の名称				
3	廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載)	主成分 他	MSDSがある場合、CAS No.		
	☐ 分析表添付(組成)	・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。			
4	廃棄物の種類 ☐ 産業廃棄物	☐ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☐ その他()			
	☐ 特別管理産業廃棄物	※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 ☐ 石綿含有産業廃棄物 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 引火性廃油 ☐ 強アルカリ(有害) ☐ 指定下水汚泥 ☐ 廃酸(有害) ☐ 引火性廃油(有害) ☐ 感染性廃棄物 ☐ 銻さい(有害) ☐ 廃アルカリ(有害) ☐ 強酸 ☐ PCB等 ☐ 燃えがら(有害) ☐ ばいじん(有害) ☐ 強酸(有害) ☐ 廃水銀等 ☐ 廃油(有害) ☐ 13号廃棄物(有害) ☐ 強アルカリ ☐ 廃石綿等 ☐ 汚泥(有害)			
5	特定有害廃棄物 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ ☐ 分析表添付 (廃棄物処理法)	アルキル水銀 () トリクロロエチレン () 1,3-ジクロロプロペン () 水銀又はその化合物 () テトラクロロエチレン () チウラム () カドミウム又はその化合物 () ジクロロメタン () シマジン () 鉛又はその化合物 () 四塩化炭素 () チオベンカルブ () 有機燐化合物 () 1,2-ジクロロエタン () ベンゼン () 六価クロム化合物 () 1,1-ジクロロエチレン () セレン () 砒素又はその化合物 () シス-1,2-ジクロロエチレン () ダイオキシン類 () シアン化合物 () 1,1,1-トリクロロエタン () 1,4-ジオキサン () PCB () 1,1,2-トリクロロエタン ()			
6	PRTR対象物質	届出事業所 (該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当 (該当・非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。			
7	水道水源における 消毒副生成物 前駆物質	生成物質: ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) ☐ ヘキサメチレンテトラミン(HMT) ☐ 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) ☐ N,N-ジメチルアニリン(DMAN) ☐ トリメチルアミン(TMA) ☐ テトラメチルエチレンジアミン(TMED) ☐ N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) ☐ ジメチルアミノエタノール(DMAE) 生成物質: クロロホルム(塩素処理により生成) ☐ アセトンジカルボン酸 ☐ 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) ☐ 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン ☐ アセチルアセトン ☐ 2'-アミノアセトフェノン ☐ 3'-アミノアセトフェノン 生成物質: 臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム(塩素処理により生成) ☐ 臭化物(臭化カリウム等)			
8	その他含有物質 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ ☐ 分析表添付(組成)	硫黄 () 塩素 () 臭素 () ヨウ素 () フッ素 () 炭酸 () 硝酸 () 亜鉛 () ニッケル () 銅 () アルミ () アンモニア () ホウ素 () その他 ()			

9	有害特性 (有・無・不明)	☐ 爆発性 ☐ 引火性(℃) ☐ 可燃性 ☐ 自然発火性(℃) ☐ 禁水性 ☐ 酸化性 ☐ 有機過酸化物質 ☐ 急性毒性 ☐ 感染性 ☐ 腐食性 ☐ 毒性ガス発生 ☐ 慢性毒性 ☐ 生態毒性 ☐ 重合反応性 ☐ その他()
10	廃棄物の物理的 性状・化学的性状	形状() 臭い() 色() 比重() pH() 沸点() 融点() 発熱量() 粘度() 水分()
11	品質安定性	経時変化(有・無) 有る場合は具体的に記入
12	関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭
13	荷姿	☐ 容器() ☐ 車両() ☐ その他()
14	排出頻度 数量	頻度(スポット・継続予定) () kg・t・ $\frac{1}{1000}$ ・m3・本・缶・袋・個 / 年・月・週・日
15	特別注意事項 (有・無)	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 ・避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法 ・他の廃棄物との混合禁止 ・粉じん爆発の可能性 ・容器腐食性の可能性／注意点 ・廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性 ・環境中に放出された後の支障発生の可能性(消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水障害に至る可能性等) 等

【様式3】

契約解除通知

令和 年 月 日

沖縄県環境整備センター株式会社

代表取締役 殿

住所

事業者名称

代表者名

印

貴社と令和 年 月 日付けで締結した下記の排出事業場に係る廃棄物処分委託契約を、同契約第8条の規定に基づき解除します。

記

【排出事業場】

事業場名称：

住所：

以上

FAX 0980-51-8812

【様式4】

搬入予約申込書

沖縄県環境整備センター株式会社 御中

【申込者】
住所
名称
担当者名
連絡先

下記のとおり産業廃棄物の搬入を申し込みます。

契約事業者名称		排出事業場名					
搬入日時	収集運搬業者	車両番号	運転手氏名	廃棄物の種類	講習会受講	数量	荷姿
月 日 (曜) 時 頃					済・未	約	☐ バラ ☐ その他
月 日 (曜) 時 頃					済・未	約	☐ バラ ☐ その他
月 日 (曜) 時 頃					済・未	約	☐ バラ ☐ その他
					管理票		
					☐ 紙マニフェスト ☐ 電子マニフェスト		
					☐ 紙マニフェスト ☐ 電子マニフェスト		
					☐ 紙マニフェスト ☐ 電子マニフェスト		

通信欄

収入
印紙

産業廃棄物処分委託契約書

令和 年 月 日

排出事業者（甲）

住所

氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

印

処分業者（乙）

住所 沖縄県名護市宇安和 2045 番地 1

氏名 沖縄県環境整備センター株式会社 代表取締役 富川 盛武 印

上記排出事業者甲（以下「甲」という。）と処分業者乙（以下「乙」という。）は、

甲の事業場 から排出される産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の処分に関して、次のとおり契約を締結する。 甲と乙とは、本書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

（法令の遵守）

第 1 条 甲及び乙は、廃棄物の処分業務を遂行するに当たって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。関連する政令及び省令を含む。以下「法令等」という。）及び関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が名護市安和区、名護市及び沖縄県と締結した「公共関係による名護市安和区内産業廃棄物管理型最終処分場運営に係る環境基本協定書」の内容を遵守しなければならない。

（乙の事業範囲）

第 2 条 乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを本書に添付する。

処分に関する事業範囲

【産業廃棄物】

許可都道府県・政令市：沖縄県

許可の有効期限：令和 6 年 10 月 31 日

事業区分：最終処分（管理型埋立）

産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉛さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん、産業廃棄物の処理物（第 13 号廃棄物）（これらのうち水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まない。）

許可の条件：別添許可証のとおり

許可番号：第 04771212365 号

【特別管理産業廃棄物】

許可都道府県・政令市：沖縄県

許可の有効期限：令和 6 年 10 月 31 日

事業区分：最終処分（管理型埋立）

産業廃棄物の種類：廃石綿等

許可の条件：別添許可証のとおり

許可番号：第 04771212365 号

2 甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

輸入廃棄物の有無：有（ ） ・ 無

3 乙は、甲から委託された別表 1 の産業廃棄物を次のとおり最終処分する。

事業場の名称：安和エコパーク

所在地：沖縄県名護市宇安和 2027 番 2、他 40 筆

処分の方法：最終処分（管理型埋立）

施設の処理能力：埋立容量 88, 008 m³

（廃棄物の種類、数量、金額及びその他適正処理に必要な情報の提供）

第 3 条 甲が、乙に処分を委託する廃棄物の種類、予定数量及び合計予定金額は、別表 1 のとおりとする。委託する廃棄物に石綿含有産業廃棄物等が含まれる場合には、その旨を別表 1 の廃棄物の種類欄に併せて記入する。

2 甲の委託する廃棄物の荷姿、性状その他適正処理に必要な情報は、別添「廃棄物データシート」のとおりとする。ただし、両者協議の上で別途、「廃棄物データシート」以外の簡易な書式による情報提供を行う場合は、その書式に記載した内容のとおりとする。

また、甲の委託する廃棄物が日本産業規格（JIS C0950）に規定する含有マーク等が付されたものである場合には、甲はその表示に関する事項を記載し、乙に情報提供する。

3 甲は、別表 2 の廃棄物について、契約期間内に別表 2 に定めるとおり公的検査機関又は環境計量証明事業所において、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和 48 年 2 月環境庁告示第 13 号）による試験を行い、分析結果を書面により乙に提示するものとする。

4 甲は、本条第 2 項及び第 3 項で提供した情報に変更が生じた場合は、当該廃棄物の引渡しの前に、別表 3 に記載の方法により乙に変更後の情報を提供しなければならない。なお、情報の提供を要する変更の範囲については、甲と乙とであらかじめ協議の上で定めることとする。

（処分料金及び支払い）

第 4 条 甲の委託する廃棄物の処分業務に関する契約金額（以下「契約単価」という。）は、別表 1 のとおりとする。

2 乙は毎月 1 日から末日までの処分業務に係る明細を添付のうえ、当月度の処分料金を、翌月 1 0 日までに、別表 4 に掲げる者に請求するものとする。支払者は、乙の請求後、その月末日までに支払うものとする。

3 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に対する料金についての消費税及び産業廃棄物税は、甲が負担する。

4 契約金額が経済情勢の変化等により不当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができ。

（収集運搬業者）

第 5 条 第 2 条第 3 項に記載する乙の事業場へ搬入する収集運搬業者を次のとおりとする。（収集運搬業者又は積込み場所若しくは荷下ろし場所が多数となる場合は別途書面を作成し添付する。）

氏名：

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

住所：

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業の範囲：

許可の条件：

許可番号：

（保管）

第 6 条 乙は、甲から委託された廃棄物の保管を行う場合は、法令等で定める保管基準を遵守し、かつ、第 8 条第 1 項で定める契約期間内に確実に処分できる範囲で行う。

（マニフェスト）

第 7 条 甲は、廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要な事項を記載し交付する。

- 2 乙は、廃棄物の処分が完了したときは、C 1（処分業者保管）票、C 2（処分終了）票及びD（処分終了）票に必要な事項を記載した後、D（処分終了）票を処分終了日から10日以内に甲に送付し、C 2（処分終了）票を収集運搬業者に送付するとともに、C 1（処分業者保管）票を5年間保存する。
- 3 乙は、本契約に係る廃棄物の最終処分が終了したときは、甲から交付されたマニフェストE（最終処分終了）票に最終処分の場所の所在地及び最終処分を終了した年月日を記入するとともに、そのマニフェストに係るすべての産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、10日以内にE（最終処分終了）票を甲に送付する。
- 4 甲は、乙から送付されたマニフェストD（処分終了）票及びE（最終処分終了）票を、A（排出事業者保管）票及び収集運搬業者から送付されたB 2（運搬終了）（積替用マニフェストを使用する場合はB 4、B 6も含む）票とともに5年間保存する。
- 5 甲、乙がいずれも電子マニフェストを利用する者である時は、甲は廃棄物の搬出の情報を情報処理センターに登録し、乙は廃棄物の処分の情報を同センターに報告することで第1項から第4項に定めるマニフェストの交付等に代えることができる。

（契約期間）

第8条 この契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとし、期間満了日の1か月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがないかぎり、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。なお、更新後の契約期間は、現契約の終了日の翌日から起算して1年間とする。

（甲の義務と責任）

第9条 甲は、乙から要求があった場合は、第3条各項によるもののみならず、処分を委託する廃棄物の種類、数量、性状（形状、成分、有害物質の有無及び臭気）、荷姿、取り扱い際に注意すべき事項等の必要な情報を速やかに乙に通知しなければならない。

2 甲は、委託する廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないようにしなければならない。万一混入したことに伴い乙の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのあるときは、乙は、委託物の引き取りを拒むことができる。乙の業務に支障を生じた場合、甲は、処分料金の支払い義務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。

（乙の義務と責任）

第10条 乙は、甲から委託された廃棄物を、乙の事業場における受入れから処分の完了まで、法令等に基づき適正に処理しなければならない。この間に発生した事故については、甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

2 乙は甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、業務終了報告書は、マニフェストD（処分終了）票をもって代えることができる。

3 乙はやむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるようにしなければならない。

（業務の調査等）

第11条 甲は、この契約に係る乙の廃棄物の処分が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するため、乙に対して、当該処分の状況に係る報告を求めることができる。

2 甲は、乙に対し、予告無く処分施設における廃棄物の処分状況等を調査することができる。この場合、乙はその状況について適切な説明をしなければならない。

（再委託の禁止）

第12条 乙は、甲から委託された廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、契約期間中に施設の故障等真にやむを得ない理由により、処分業務を他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合、乙は、法令等で定める再委託基準に従い、あらかじめ甲からの書面による承諾を得て、処分業務を再委託することができる。

（内容の変更）

第13条 甲及び乙は、契約期間、予定数量及び最終処分の場所の変更等については、甲乙協議の上で、変更内容を書面で定め、その書面を本書に添付する。

（機密保持）

第14条 甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る機密事項を第三者に漏らしてはならない。

（契約の解除）

第15条 甲又は乙は、この契約の当事者がこの契約の条項のいずれか若しくは法令等の規定に違反する

とき、又は甲乙の合意があったときは、この契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又はそれと関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。

3 前2項の定めにより、本契約が解除される場合であって、本契約に基づいて引渡しを受けた廃棄物について、処理が未だに完了していないものがあるときは、甲及び乙は、次の措置を講じなければならない。

（1）乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、本契約が解除された後も、未処理の産業廃棄物に対する処理責任を免れないことを認識し、当該廃棄物に対する処理業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、同一事業区分の許可を有する別の者に乙の費用負担をもって行わせなければならない。

ロ 乙が別の者に業務を委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨をあらかじめ甲に通知し、資金がないことを明確にしなければならない。

ハ ロによる通知を受けた場合、甲は、乙から業務を受託した者に対し、差し当たり甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の廃棄物の処理を行わせるものとする。甲は、当該廃棄物の処理完了後、乙に対し、甲が負担した費用を請求し、又は本契約に基づく甲の債務の相当額との相殺を求めることができる。

（2）甲の義務違反により乙が契約を解除する場合

乙は、甲に対し、甲の義務違反に起因する損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の廃棄物を甲の費用負担をもって引き取ることを要求し、又は乙の費用負担により甲の事業場に運搬した上で、甲に対し、当該運搬に要した費用の支払を請求することができる。

4 乙は、甲が第3条又は第9条各項の規定により提供した情報により、廃棄物の処理を適正に行うことが出来ないと判断した場合は、甲に対し、契約の変更又は解除を申し出なければならない。この場合において、甲は乙に当該廃棄物を引き渡してはならない。

（協議）

第16条 甲及び乙は、この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令の定めに基づき、誠意をもって協議の上で、これを決定する。

別表 2

廃棄物の種類			
提示する時期又は回数			

別表 3

廃棄物情報に変更があった場合の情報文書（廃棄物データシート及び分析証明書）の伝達方法	
甲の担当者所属氏名及び連絡先	別紙（廃棄物データシート）のとおり
乙の担当者所属氏名	
文書の伝達方法及び伝達先 （該当欄にチェック）	☐ FAX 0980-51-8812
	☐ e-mail @
	☐ 郵送 〒905-0001 名護市字安和2045番地 1 沖縄県環境整備センター株式会社 宛
緊急時の連絡先	0980-51-8811
営業時間	8:30 ～ 17:15
休業日	土日・祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）、慰霊の日

別表 4

支払区分	後納（毎月請求書払い）
支払方法 （支払者）	☐ 申請者（排出事業者又は産業廃棄物処理業者） ☐ 排出事業場 ☐ 支払代行者（収集運搬業者等） ☐ その他（ ）
	名称（法人名） 代表者名 住所 〒 - 担当者（部署・役職名） 電話番号 FAX番号
請求先	

別表 1

廃棄物の種類	契約単価	予定数量	乙の施設		
	(円)	(日・週・月・年)	処分方法	埋立容量	施設の所在地
	/ (kg・t)	(kg・t)	最終処分 (管理型埋立)	88,008m ³	沖縄県名護市字安和神崎原2027番2、他40筆
	/ (kg・t)	(kg・t)			
	/ (kg・t)	(kg・t)			
	/ (kg・t)	(kg・t)			
	/ (kg・t)	(kg・t)			
	/ (kg・t)	(kg・t)			
	/ (kg・t)	(kg・t)			
	/ (kg・t)	(kg・t)			
契約期間中の 合計予定金額			円	契約期間は第8条記載のとおり	

備考：委託する廃棄物が、石綿含有産業廃棄物である場合、その旨を該当する廃棄物の種類欄に記入する。

安和エコパーク処分単価表

沖縄県環境整備センター株式会社

2020年10月5日改定

(特別管理) 産業廃棄物の種類		処分単価	標準比重	
		円/kg	t/m³	
1	燃え殻	35	1.14	
2	汚泥（無機性のものに限る）	41	1.10	
3	廃プラスチック類	130	0.35	
4	紙くず	152	0.30	
5	木くず	83	0.55	
6	繊維くず	380	0.12	
7	ゴムくず	88	0.52	
8	金属くず	40	1.13	
9	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	46	1.00	
10	廃石膏ボード	75	0.30	
11	鉱さい	40	1.93	
12	がれき類	40	1.48	
13	ばいじん	35	1.26	
14	建設混合廃棄物（選別後残さ）※	目安 ～100mmアンダー、 選別後がれき	35	－
		目安 ～ 7 0mmアンダー	30	－
15	13号廃棄物	46	1.00	
16	石綿含有産業廃棄物	150	0.58	
17	廃石綿等	190	0.30	

①単価には消費税及び産業廃棄物税は含まれておりません。

②標準比重と大きく異なる場合には、単価を調整することがあります。

③※建設混合廃棄物(選別後残さ)については、事前に搬入物を確認し処分単価を調整致します。